

令和3年5月10日（月）午前9時30分より、5月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 議題 | 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）     |
|    | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）     |
|    | 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）   |
|    | 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  |
|    | 議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について |
|    | 議案第6号 あっせん申し出について                   |
|    | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について     |
|    | その他                                 |

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年6月8日（火）午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一  
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行  
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰  
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳  
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は1番、2番の方お願いします。

事務局 佐々木（付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名1番、2番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外5名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）

議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について

議案第6号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は通路になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は自然流下で既存の水路に放流される計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック1段が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 溝上委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は宅地分譲になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は雨水枡を新設し、既存の水路に放流する計画です。なお、上水道は南東側、下水道は西側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック4段が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3番 白石委員 上水道を通す長ひょろい部分の管理もしっかりするよう話しています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は駐車場になります。

隣接する建設会社がダンプやユニックなどを駐車するものです。申請地は、都市計画法の用途地区内の準住居地域で第3種農地判断となります。雨水は建設課と協議済みで、南側に溜枡を新設し、既存の水路に放流する計画です。被害防除措置とし

ではL型擁壁が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 溝上委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

4番 手嶋委員 資金計画に土地代が入っていないようですが贈与になるのですか。

事務局 辻 この件は所有権移転が伴うものではなく、賃借権を設定されるものになります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は敷地拡張になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は自然流下で既存の水路に放流される計画です。隣接する農地がないため、被害防除措置はなしです。資金計画、見積書等は確認しております。なお、宅地部分の既存の住宅を取り壊し、新たな自己用住宅を建設し、申請地である 10 m<sup>2</sup> の農地も一体として利用する計画です。申請地部分には仕事関係車両を駐車するそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 中村委員 隣接する農地についても、次の5番で出されております。このわずかな面積だけ残ってしまうとどうしようもないところで話は聞いてます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は建売住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水はU形側溝を新設し、既存の水路に放流される計画です。なお、上下水道は北側道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、コンクリートブロック2～3段が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 中村委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相

当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。なお、議案第2号1番の申請も申請地が同じものとなっておりますので、同時に審議するものとします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明＞

＜事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅及び進入路になります。

5条と4条で申請が分かれているのは、申請地の1筆の16m<sup>2</sup>の箇所を持分2分の1ずつで所有されるためのものです。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は雨水枠を新設し、既存の道路側溝に放流する計画です。なお、上水道は北側、下水道は東側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。なお、申請地間に農地が一部ありますが、雨水管及び下水管が埋設されるものの、農地への進入路として使用するにあたり支障がないため、転用申請は不要ということで県にも確認を取っております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 別にございません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私から質問したいのですが、畑として残っている部分は誰が耕作されるのでしょうか。

事務局 辻 耕作はされていないものの、所有者が管理されているようです。この部分についても自己用住宅を建設予定とされており、買い手が見つかり次第転用申請との話は聞いています。

議長 柳 分かりました。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第2号 農地法第4条2番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は作業所及び農業用倉庫になります。

申請地は、農振農用地となります。先月用途区分の軽微な変更がなされ、農業用施設用地に変更されたものです。雨水は自然流下です。給水や汚水等は発生しないため、上下水道はありません。被害防除措置も現況のままであります。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ちょっと確認です。プレハブの作業小屋は建築

確認は問題なかったのでしょうか。

事務局 野口 建築確認の件は前回もお伝えしたように、住民からの訴えが無ければ建設課は県に報告したりなど動かないとのことなので、訴えもなかったので変わりありません。

10番 樋口委員 農業委員会は何回も言ってるじゃない。訴えが無いとかの問題じゃないじゃない。  
私達が言ってたので農業委員会がちゃんと言わないといけないじゃない。

事務局 辻 建築確認のことで行政書士には確認をしたのですが、現状基礎もないで建築確認を取ろうにも取れないとは言われています。1年以内の一時的なものであれば許可是不要と言われていましたが、今後も使い続けるのであれば許可を取る必要はあると思われます。

議長 柳 農林もちゃんと現地を確認しているんですよね？県は何も言ってなかったのですか。

事務局 野口 今の所は何も言われていないです。土木と農地と違いますので。

10番 樋口委員 プレハブでも建築許可は必要なんですよ。今更言っても仕方ないかもしれません。

議長 柳 もう1度建設課に聞いてみてもらっていいですか。建築で違法性があるのに、農業委員会が許可を出したら何で許可を出したのって言われてしまいます。農業委員会は無能だと思われますよ。

4番 手嶋委員 建設課の人を呼んできてもらってよいですか。

10番 樋口委員 私が呼んできます。

(建設課担当職員入室)

議長 柳 現在農地に無断で作業小屋が建っているのですが、この建物は建築許可が取られているのでしょうか。農業委員会では建築許可も取られていない違法な建物だと認識しています。

建設課担当職員 作業小屋に関しては建設課にはきていません。もしかしたら民間の確認申請機関にいっている可能性はあります。最終的には久留米県土整備事務所が取りまとめておりますので、そちらに確認を取れば出てるか出でないかは分かります。

10番 樋口委員 久留米県土整備事務所まで行って聞かないと教えてくれませんか。

建設課担当職員 私が聞いても分かります。

10番 樋口委員 でしたら確認をお願いします。

建設課担当職員 分かりました。

(建設課担当職員退室)

議長 柳 今では結論は出ませんので事務局はどのような状況になっているのかきちんと確認をしておいてください。腑に落ちない所はあるかと思いますが採決を取っておきます。その前に皆さんから何かありませんでしょうか。

9番 中村委員 今すぐ建設課から確認をしてもらうことはできないものでしょうか。

事務局 野口 今すぐというのは難しいかと思います。

議長 柳 それでは採決を取らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。誰もいませんね。

17番 今村委員 そもそも建物の定義みたいなものはあるのでしょうか。ブロックを置いてその上に

のせただけのものを建物と呼べるのでしょうか。

10 番 樋口委員 プレハブ小屋は建物としてみなされます。前回から一生懸命調べました。10m<sup>2</sup>以上は違法建築物になります。

4 番 手嶋委員 人が出入りして何かするものであれば建築物としてみなされるはずです。

10 番 樋口委員 リフォームとして電気工事なども見積に入っていましたし。

18 番 河野委員 前回申請人が来られて、農業用施設としてきちんとしますと言われて、それを認める形にはなっていましたよね。

議長 柳 建物が建築許可を取れないということでまた問題になってしましました。農業委員会から本人には建築確認申請させるということで、それができたものとして採決を取るのはどうでしょうか。

4 番 手嶋委員 申請しても間違いなく通らないとは思いますよ。基礎もない状態ですし。

事務局 野口 前回は農地から農業用施設への軽微な変更ということで許可が出され、1日の公告も終わり、軽微な変更の手続きは完了しているところです。建物の違法性について判断されるのは県土整備事務所であり、農業委員会はあくまで農地を転用する内容が許可できるものかどうかをみることになります。建物についての違法性を指摘するのであれば、建設課に申し出をしていただいて、県土整備事務所が動いてもらうのが1番だと思います。

議長 柳 軽微な変更であれば農業従事者であるからちゃんとするのであればよいでしょうということで前回許可を出しておりました。事務局が言っておりますので、建築確認のことは一旦おいといて、農地を農業用施設として転用して良いかを判断したいと思います。建物については農業委員さんの中からでも言いたい方が県土に申し出でください。それでは採決を取ります。賛成と思われる方は挙手をお願いします。許可することに反対の方もいらっしゃいますが、賛成過半で許可相当とさせていただきます。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 畑1筆2, 107m<sup>2</sup>の贈与となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

2 番 長野委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 田1筆2, 972m<sup>2</sup>の売買で2, 142, 000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問しま

す。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 農地台帳のシステムが国基準のフェーズ2に変更となったため、一覧表が今までと変わっています。見にくいかもしれませんが、ご了承下さい。

議長 柳 各委員さんは、内容、場所の確認をお願いします。訂正があれば申し出てください。

17番 今村委員 この表の見方がよく分からないのですが、凡例などないのでしょうか。

事務局 野口 ありません。

17番 今村委員 次回から表紙の部分に簡単にまとめていただけると助かります。

議長 柳 それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第6号あっせん申し出について説明をお願いします。

＜事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 1番については①1, 457m<sup>2</sup>の田②936m<sup>2</sup>の田の2筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は長野委員と牟田委員と平田委員の3名にお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、①654m<sup>2</sup>の田②1, 919m<sup>2</sup>の田③1, 480m<sup>2</sup>の田④992m<sup>2</sup>の田の4筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は長野委員と牟田委員と平田委員の3名にお願いします。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 野口 3番については、①289m<sup>2</sup>の田②1, 022m<sup>2</sup>の田③1, 265m<sup>2</sup>の畑④1, 141m<sup>2</sup>の田⑤277m<sup>2</sup>の田の5筆の貸借希望です。なお、4番と同じ方が耕作されていましたが、亡くなってしまい、後継者がいないため今回の申し出がなされています。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は長野委員と牟田委員と平田委員の3名にお願いします。

続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 野口 4番については①608m<sup>2</sup>の田②906m<sup>2</sup>の田の2筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。  
皆さんから何かありませんか。  
あっせん委員は長野委員と牟田委員と平田委員の3名にお願いします。  
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があっておりまますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。